

台東タクシー株式会社は

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のため次世代育成支援対策推進法に基づき下記の通り、一般事業主行動計画の策定をいたしました。

台東タクシー株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月 1日 ～ 平成33年3月 31日 までの 2年間
2. 内容

目標1. 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成30年10月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成31年11月～ 制度に関する情報を明け番会及びグループミーティングの
際に各自に周知する。
社員への周知(毎月)

管理職への研修(年4回)及び社内掲示板により
社員への周知(毎月)

目標2. 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。
従業員の高齢化に伴い、孫の育児のための育児休暇制度を実施する。

<対策>

- 平成29年10月～ 管理職へのアンケート調査により実態を把握
- 平成30年11月～ 安全衛生委員会にて研修内容を検討。
- 平成30年12月～ 安全衛生委員会にて研修を実施。
- 平成31年01月～ 男性社員の孫のための育児休暇取得者の調査。
育休中は休職扱いとする。
育休中の社会保険料免除申請は不可。